

第二百二十九回国 参議院 厚生委員会 會議録 第一号

平成六年二月十七日(木曜日)
午前十時開会

委員氏名
委員長 会田 長栄君
理事 大浜 方栄君
理事 菅野 壽君
理事 高桑 栄松君
理事 尾辻 秀久君
理事 大島 慶久君
理事 木暮 山人君
理事 佐々木 満君
理事 清水嘉与子君
理事 西田 吉宏君
理事 前島英三郎君
理事 今井 澄君
理事 日下部博代子君
理事 栗原 君子君
理事 堀 利和君
理事 及川 順郎君
理事 萩野 浩基君
理事 勝木 健司君
理事 西山登紀子君

委員の異動

一月三十一日

辞任

木暮 山人君

補欠選任

岩崎 純三君

二月八日

辞任

及川 順郎君

補欠選任

横尾 和伸君

二月十五日

辞任

栗原 君子君
堀 利和君

補欠選任

菅野 久光君
大森 昭君

二月十六日

辞任

西山登紀子君

補欠選任

吉川 春子君

出席者は左のとおり。

委員長 会田 長栄君
理事 大島 慶久君
理事 大浜 方栄君
理事 菅野 壽君
理事 高桑 栄松君

委員 岩崎 純三君
尾辻 秀久君
清水嘉与子君
前島英三郎君
今井 澄君
日下部博代子君
菅野 久光君
勝木 健司君
萩野 浩基君
横尾 和伸君
吉川 春子君

國務大臣

厚生 大臣

政府委員

厚生省生活衛生局長

事務局側

常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○國政調査に関する件

○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法

律案(第二百二十八回国会内閣提出、第二百二十九回国会衆議院送付)

○委員長(会田長栄君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る一月三十一日、木暮山人君が委員を辞任され、その補欠として岩崎純三君が選任されました。

また、去る二月八日、及川順郎君が委員を辞任され、その補欠として横尾和伸君が選任されました。

そして、去る二月十五日、堀利和君及び栗原君子君が委員を辞任され、その補欠として大森昭君及び菅野久光君が選任されました。

さらに、昨日、西山登紀子君が委員を辞任され、その補欠として吉川春子君が選任されました。

○委員長(会田長栄君) まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(会田長栄君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(会田長栄君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(会田長栄君) 次に、國政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、社会保

障制度等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(会田長栄君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(会田長栄君) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。大内厚生大臣。

○國務大臣(大内啓伍君) ただいま議題となりました水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、トリハロメタン等の有害物質や異臭味被害の問題などにより、国民の水道水に対する信頼が低下しております。また、新しい水道水質基準が施行されましたが、水道事業者の対応のみではこれを満たさなくなる場合が生じるおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、水道原水の品質の保全に資する事業の実施を促進することにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、この法律案において水道原水水質保全事業として実施の促進の対象としておりますのは、下水道の整備に関する事業、雑排水等を集合して、または各戸ごとに処理する合併処理浄化槽の整備に関する事業、河川に関する事業等であります。

第二に、都道府県または河川管理者は、水道事業者からの要請等があった場合、水道原水水質保全事業の実施を促進するため、都道府県計画また

は河川管理者事業計画を策定することとしております。これらの計画においては、水道事業者が負担する費用の額を定めるとともに、国及び地方公共団体は、水道原水水質保全事業の実施に必要な資金の確保等の支援措置を講ずることとしております。

第三に、雑排水等を各戸ごとに処理する合併処理浄化槽の整備に関する事業を実施する市町村は、実施区域内において雑排水を排出する者に対し、必要な助言または勧告をすることができるとし、国は、補助することができるとしてあります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日としてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(会田長栄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四分散会

二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民医療の改善等に関する請願(第三号)(第五号)

第三号 平成六年二月一日受理
国民医療の改善等に関する請願

請願者 長野市篠ノ井堀崎二、四二五ノ七
井口重秋 外五百七十名

紹介議員 村沢 牧君

「健康で長生きしたい」、「いつでもどこでもだれでも、お金の心配なく安心して良い医療を受けたい」ということはすべての国民、患者の願いである。憲法第二十五条は、国民がひとしく健康で文

化的な生活を享受する権利をうたい、これらの願いを実現する国の責任を明らかにしている。しかし、政府はこの十年間、軍事費は増額する一方、医療・福祉への国庫負担を減らし、国民の負担を増やすなど、国民の命と健康をないがしろにしている。特に高齢者に対しては、顕著に表れている。老人を不当に差別し、入院が長くなるほど病院の収入が減る診療報酬制度の下で、高齢者の入院を病院が断らざるを得ない事態が生まれている。また差額ベッド代やおむつ代、お世話料といった保険外の負担も大きなものになっている。低い給付率や保険証の取上げなどで、公的保険で安心して医療が受けられない状況が拡大している。これらの状況は、老人保健法、健康保険法、国民健康保険法、医療法、診療報酬などの「改正」を通じて作り出されてきた。さらに病院給食を自己負担にする、医療法を再「改正」し医療の営利市場化を一層進める、公的保険による医療の範囲を狭める等々の「改正」を政府は検討している。社会保障としての公的医療保障制度を根本から崩し、国民・患者負担の医療制度にしようとしている。私たちはこのような事態を容認することはできない。こうした諸「改正」をやめるとともに、現在の実施されている差別的仕組みや保険外の負担の改善を強く要請する。医療内容を抑さえ付ける不十分な医療費保障の下で多くの医療機関が経営困難に陥り、倒産する所も増えている。安心して受診できる医療機関そのものも削減されている。深刻さを増す看護婦不足の下で、医療現場に働く労働者の仕事内容も大変厳しいものになっている。このことは入院しても十分な看護を受けられない状況を作り出している。看護婦を始め医療・福祉従事者の確保など、医療機関が患者の医療要求にまともに対応されよう、それを保障する診療報酬の改善が必要である。診療報酬の改善に当たっては国民・患者負担の増加にならぬよう国庫負担など公費で保障されるよう要請する。

ついては、次の事項について実現を図られたい。一、すべての患者・国民がいつでもどこでもだれ

もお金の心配なく安心して良い医療が受けられるよう、国庫負担を大幅に増やすなど、国の責任で公的保険を充実させ、良い医療と看護を保障すること。

1 より良い医療が受けられるよう、患者の負担を増やすことなく診療報酬を改善すること。

(一) 高齢者の入院制限の制度や差別的仕組みを無くすること。

(二) 保険医療給付の制限をやめ、入院給食を保険から外さないこと。

(三) 差額ベッドの拡大など保険外負担を無くすること。

(四) 保険で「良い入れ歯」が作れるようにすること。

2 国民が安心して受けられる健康保険制度にすること。

(一) 健康保険本人十割給付の復活など健康保険制度の改善をすること。

(二) 保険料(税)の引下げ及び減免制度の拡充、傷病休業手当・出産休業手当の給付など国民健康保険制度を改善し、保険証は無条件に交付すること。

(三) 高額療養費の限度額を大幅引下げなど、患者負担を改善すること。

3 六歳未満のすべての乳幼児医療費を無料にすること。老人医療無料を復活し、六十五歳以上とすること。

4 病院や診療所つづし、医療の営利化を進める医療法再「改正」を行わないこと。

5 公的保障で地域の医療・福祉を拡充すること。

(一) 国公立医療機関・保健所つづしをやめ、内容を拡充すること。

(二) 看護婦、歯科衛生士やヘルパーなど医療や福祉従事者の確保対策を強化すること。

(三) 老人保健福祉計画の実施に当たっては、国の財政的保障を明確にすること。

もがお金の心配なく安心して良い医療が受けられるよう、国庫負担を大幅に増やすなど、国の責任で公的保険を充実させ、良い医療と看護を保障すること。

(四) 特別養護老人ホームを増やし、訪問看護等の在宅医療・福祉を拡充すること。

第五号 平成六年二月二日受理
国民医療の改善等に関する請願

請願者 名古屋市中区東区藤森西町二、〇一
〇 樋口恵 外百九十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

二月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案(第百二十八回国会提出、衆議院継続審査)

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、水道原水の水質の保全に資する事業の実施を促進する措置を講ずることにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水道事業者」とは、水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第六條第一項の規定による認可を受けて同法第三條第二項に規定する水道事業(同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く)を経営する者及び同条第五項に規定する水道用水供給事業者をいう。

2 この法律において「水道原水」とは、水道事業者が河川から取水施設により取り入れた前項の水道事業又は水道用水供給事業者(水道法第三條第四項に規定する水道用水供給事業者をいう。第

二、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案(第百二十八回国会提出、衆議院継続審査)

十四条第二項において同じ。）のための原水を用う。

3 この法律において「取水地点」とは、水道原水に係る取水施設が設置されている地点をいう。

4 この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の整備に関する事業

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定するし尿処理施設（市町村が同法第六条の第二項の規定によりし尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）の処理を行うために設置するものであって、し尿及び雑排水を管渠によって収集するものに限る。）の整備に関する事業

三 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水を処理するもの（次号において「合併処理浄化槽」という。）であって、し尿及び雑排水を集合して処理するものの整備に関する事業

四 合併処理浄化槽であって、し尿及び雑排水を各戸ごと（共同住宅にあつては、各共同住宅ごと）に処理するものの整備に関する事業

五 畜産農業の用に供する施設の整備に関する事業のうち、家畜のふん尿を堆肥その他の肥料とするための施設の整備に関する事業（地方公共団体が行うものに限る。）

六 水道法第三条第一項に規定する水道の用に供する土地に隣接する土地であつて、水道原水の水質の保全のために重要なものの取得に関する事業（地方公共団体が行うものに限る。）

七 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条第二項第一号に掲げる河川に関する事業のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。）

八 その他水道原水の水質の保全に資する事業であつて、政令で定めるもの（基本方針）

第三条 主務大臣は、水道原水の水質の保全を図るための水道原水水質保全事業の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、第五条第一項の都道府県計画及び第七条第一項の河川管理者事業計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する基本的な事項

二 水道原水水質保全事業の内容に関する事項

三 水道原水水質保全事業の実施区域に関する事項

四 水道原水水質保全事業に係る水道事業者の費用の負担に関する事項

五 その他水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 基本方針は、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第 号。以下「特別措置法」という。）第三条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（水道事業者等の要請等）

第四条 水道事業者は、水道原水の水質の汚濁によりその供給する水道水が水道法第四条第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなるおそれがある場合において、当該水道原水の水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることが困難であるときは、政令で定めるところにより、当該水道に係る水道事業（第二条第一項の水道事業又は同法第三条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水をその用に供する同条第二項に規定する水道事業をいう。次項において同じ。）の給水区域（同法第三条第十一項に規定する給水区域をいう。次項において同じ。）をその区域を含む都道府県に対し、当該水道原水の水質の保全に資する水道原水水質保全事業の実施を促進することを要請することができる。

2 水道事業者が特別措置法第四条第二項の規定による要請をしたとき（同項の都道府県が同項の水道水に係る水道事業の給水区域をその区域に含む都道府県（以下この項において「給水対象都道府県」という。）と異なる場合においては、同項の都道府県の知事から給水対象都道府県の知事に対し当該要請があつた旨の通知がされたときに限る。）は、当該水道事業者は、前項の規定による要請をしたものとみなす。

3 都道府県は、第一項の規定による要請があつた場合においては、当該要請に係る水道原水（以下「対象水道原水」という。）の水質の汚濁の状況及びその原因等からみて、他の都道府県の区域内において水道原水水質保全事業（河川水道原水水質保全事業を除く。以下「地域水道原水水質保全事業」という。）の実施の促進が図られる必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該区域をその区域に含む都道府県に対し、対象水道原水に係る次条第一項の都道府県計画を定めることを要請することができる。

4 都道府県は、第一項の規定による要請があつたときは、政令で定めるところにより、その旨を対象水道原水の取水地点に係る河川（河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）をいう。第七條第二項において同じ。）を管理する河川管理者（同法第七條（同法第百条にお

いて準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）に対し通知するとともに、対象水道原水の水質の保全に資する水道原水水質保全事業の実施の促進に関する意見を述べるものとする。

（都道府県計画）

第五条 都道府県は、前条第一項又は第三項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、都道府県計画（対象水道原水の水質の保全を図るため、対象水道原水に係る取水地点を対象として、対象水道原水の水質の汚濁に相当程度関係があると認められる区域における地域水道原水水質保全事業の実施の促進について定める計画をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業の実施区域を含む特別措置法第四条第一項の指定地域において特別措置法第五条第一項の規定により水質保全計画が定められるときは、当該都道府県計画は、当該水質保全計画と一体のものとして作成することができる。

3 都道府県は、第一項の規定により都道府県計画を定めるときは、対象水道原水に係る取水地点の近傍に存在する取水地点であつて、当該都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業の実施が当該取水地点における水道原水の水質の保全に相当程度寄与すると認められるものについて、当該取水地点に係る水道事業者の意見を聴いた上で、併せて当該都道府県計画の対象とすることができる。

4 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第一項及び前項の規定により対象とする取水地点の位置並びに当該取水地点に係る水道事業者（以下この条において「対象水道事業者」という。）

二 前号の取水地点における水道原水の水質の汚濁の状況並びに当該水道事業者が当該水道原水の水質の汚濁の状況に応じて講じた措置

及び講じようとする措置の内容

三 前号の水道原水の水質を保全するため必要と認められる地域水道原水水質保全事業の種類、実施主体、実施区域及び実施予定期間並びにその実施に要する費用の概算

四 前号の費用のうち、対象水道事業者が負担することとなる額（次項及び第七項において「負担予定額」という。）

五 その他地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項

5 負担予定額は、都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業の実施の目的、前項第一号の取水地点における水道原水の水質の保全について当該地域水道原水水質保全事業の実施により得られる効用その他の政令で定める事情を勘案し、当該地域水道原水水質保全事業がその区域内において実施されることとなる地方公共団体で当該地域水道原水水質保全事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担するものと対象水道事業者との負担の衡平を図ることを旨として定められるものとする。

6 都道府県計画は、基本方針に即するとともに、市町村が地域水道原水水質保全事業の実施について定めている計画に適合し、かつ、都道府県計画に第二号第四項第一号に掲げる事項が定められるときは、第四項第三号に掲げる事項のうち当該事業に係るものについて、下水道法第二号の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に適合するものでなければならぬ。

7 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、関係都府県の意見を聴き、かつ、当該都道府県計画の対象とする取水地点に係る河川管理者（次項において「関係河川管理者」という。）関係市町村及び当該都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業を実施する者に協議するとともに、第五項の地方公共団体の同意（負担予定額に係る部分に限る。）及び対象水道事業者の同意を得なければならぬ。

8 都道府県は、都道府県計画を定めるときは、

遅滞なく、これを主務大臣に報告し、かつ、関係地方公共団体、関係河川管理者及び対象水道事業者に交付するとともに、公表しなければならない。

9 主務大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、都道府県に対し、必要な助言をすることができ、

10 前三項の規定は、都道府県計画の変更について準用する。

（下水道整備事業に係る案の提出等）

第六条 都道府県は、都道府県計画を作成するに当たり、第二号第四項第一号に掲げる事業を定めようとするときは、あらかじめ、関係する下水道管理者（下水道法第四号第一項に規定する公共下水道管理者及び同法第二十五号の三第一項に規定する流域下水道管理者をいう。）に対し、前条第四項第三号に掲げる事項のうち当該事業に係るものについて都道府県計画の案を作成し、当該都道府県に提出するよう求めることができる。

2 前項の案の提出を受けた都道府県は、都道府県計画を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

（河川管理者事業計画）

第七條 河川管理者は、第四号第四項の規定による通知があった場合において、必要があると認めるときは、河川管理者事業計画（対象水道原水の水質の保全を図るため、対象水道原水に係る取水地点を対象として、対象水道原水の水質の汚濁に相当程度関係があると認められる区域における河川水道原水水質保全事業の実施について定める計画をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により河川管理者事業計画を定めようとする場合において、対象水道原水の水質の汚濁の状況及びその原因等からみて、その管理する河川と同一の水系に属する他の河川を管理する河川管理者による河川水道原水水質保全事業の実施が図られる必要があると認めるときは、当該他の河川を管理する河川管理者と共同して河川管理者事業計画を定めることができる。

3 河川管理者事業計画に定められる河川水道原水水質保全事業の実施区域を含む特別措置法第四号第一項の指定地域において特別措置法第五号第一項の規定により水質保全計画が定められるときは、当該河川管理者事業計画は、当該水質保全計画と一体のものとして作成することができる。

4 河川管理者は、第一項及び第二項の規定により河川管理者事業計画を定めるときは、対象水道原水に係る取水地点の近傍に存在する取水地点であつて、当該河川管理者事業計画に定められる河川水道原水水質保全事業の実施が当該取水地点における水道原水の水質の保全に相当程度寄与すると認められるものについて、当該取水地点に係る水道事業者の意見を聴いた上で、併せて当該河川管理者事業計画の対象とすることができ、

5 河川管理者事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第一項及び前項の規定により対象とする取水地点の位置並びに当該取水地点に係る水道事業者（以下この条において「対象水道事業者」という。）

二 前号の取水地点における水道原水の水質の汚濁の状況並びに対象水道事業者が当該水道原水の水質の汚濁の状況に応じて講じた措置及び講じようとする措置の内容

三 前号の水道原水の水質を保全するため必要と認められる河川水道原水水質保全事業の種類、実施主体、実施区域及び実施予定期間並びにその実施に要する費用の概算

四 前号の費用のうち、対象水道事業者が負担することとなる額（次項及び第八項において「負担予定額」という。）

五 その他河川水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項

6 負担予定額は、河川管理者事業計画に定められる河川水道原水水質保全事業の実施の目的、前項第一号の取水地点における水道原水の水質の保全について当該河川水道原水水質保全事業の実施により得られる効用その他の政令で定める事情を勘案し、当該河川水道原水水質保全事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担する国又は地方公共団体（当該河川水道原水水質保全事業がその区域内において実施されることとなる地方公共団体に限る。）と対象水道事業者との負担の衡平を図ることを旨として定められるものとする。

7 河川管理者事業計画は、基本方針に即するとともに、河川法第十六号第一項（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する工事実施基本計画に適合するものでなければならぬ。

8 河川管理者は、河川管理者事業計画を定めようとするときは、関係都道府県、関係市町村及び対象水道事業者の意見を聴くとともに、負担予定額に係る部分について対象水道事業者の同意を得なければならぬ。

9 河川管理者は、河川管理者事業計画を定めるときは、遅滞なく、これを関係地方公共団体及び対象水道事業者に交付するとともに、公表しなければならない。

10 前二項の規定は、河川管理者事業計画の変更について準用する。

（事業の実施）

第八條 都道府県計画又は河川管理者事業計画（以下「事業計画」という。）に定められた水道原水水質保全事業（以下「計画水道原水水質保全事業」という。）は、この法律に定めるもののほか、当該水道原水水質保全事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（協議会）

第九條 事業計画が定められたときは、関係地方

公共団体の長、関係河川管理者、当該事業計画の対象とされている取水地点（次条第一項及び第十四条第二項において「計画取水地点」という。）に係る水道事業者（以下「計画水道事業者」という。）及び計画水道原水水質保全事業を実施する者は、計画水道原水水質保全事業を円滑に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議（次項において「会議」という。）は、前項に規定する者又はその指名する職員をもって構成する。

3 会議において協議が調った事項については、第一項に規定する者は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 協議会の庶務は、第一項の事業計画を定めた都道府県又は河川管理者において処理する。

5 前項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

（水道事業者の水道原水等の水質記録の提出等）

第十条 計画水道事業者は、厚生省令定めるところにより、計画取水地点における水道原水の水質の検査を行わなければならない。

2 計画水道事業者は、前項の規定による検査を行ったときは、これに関する記録（次項において「水道原水水質記録」という。）を作成し、当該水道原水に係る水道水について水道法第二十条第二項の規定により作成した記録（次項において「水道水水質記録」という。）とともに、事業計画を定めた都道府県及び河川管理者に提出しなければならない。

3 都道府県及び河川管理者は、水道原水水質記録及び水道水水質記録の提出を受けたときは、これを計画水道原水水質保全事業を実施する者に通知しなければならない。

（都道府県計画の作成のための援助）

第十一条 国は、都道府県に対し、都道府県計画の作成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

（資金の確保等）

第十二条 国及び地方公共団体は、計画水道原水水質保全事業を円滑に実施するために必要な資金の確保、融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとする。

（合併処理浄化槽整備事業の円滑な実施）

第十三条 都道府県計画に定められた第二項第四項第四号に掲げる事業を実施する市町村は、当該事業の実施区域内において雑排水を排出する者に対し、当該事業を円滑に実施するために必要な助言又は勧告をすることができる。

2 国は、前項の事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において、政令定めるところにより、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

（費用の負担等）

第十四条 第五項第五項の地方公共団体又は河川管理者事業計画に定められた河川水道原水水質保全事業を実施する国の行政機関の長若しくは地方公共団体の長は、計画水道事業者に対し、同条第四項第四号又は第七項第五項第四号に掲げる額を負担させることができる。

2 地方公共団体である計画水道事業者は、前項の規定により負担するときは、計画取水地点に係る第二項第一項の水道事業又は水道用水供給事業の特別会計において負担するものとする。

3 第一項の規定による負担金の徴収方法については、国の行政機関の長が負担させるものにあつては政令で、地方公共団体の長又は地方公共団体が負担させるものにあつてはこれらの地方公共団体の条例で定める。

（河川管理者事業計画に係る負担金の帰属）

第十五条 前条第一項の規定による河川管理者事業計画に係る負担金は、国の行政機関の長が負担させるものにあつては国、地方公共団体の長が負担させるものにあつては当該地方公共団体の長が統括する地方公共団体の収入とする。

第十六条 第十四条第一項の規定による負担金

（以下この条において「負担金」という。）を納付しない計画水道事業者（地方公共団体を除く。）があるときは、国の行政機関の長、地方公共団体の長又は地方公共団体（以下この条において「国の行政機関の長等」という。）は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、国の行政機関の長等は、政令（地方公共団体にあつては、条例）で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することができる。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国の行政機関の長等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先立つものとする。

5 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

（特別区に関する読替え）

第十七条 特別区の存する区域においては、第二條第四項第二号中「市町村」とあるのは、「都」と読み替へるものとする。

（主務大臣）

第十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三條第一項の規定による基本方針の策定、同条第四項の規定による関係行政機関の長への協議及び同条第五項の規定による基本方針の公表に関する事項については、厚生大臣、農林水産大臣及び建設大臣

二 第五條第八項（同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告及び同条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による助言に関する事項については、厚生大臣

及び同条第八項の都道府県計画に定められる地域水道原水水質保全事業を所管する大臣

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（治水特別会計法の一部改正）

第二条 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「又は公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三十三号）第五條」を、「公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三十三号）第五條又は水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第 号）第十四条第一項」に改める。

平成六年二月二十二日印刷

平成六年二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局